

平成28年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年1月6日(水) 午後2時30分から午後3時51分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (25人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	相良 昇
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (2人)

6番 志賀喜一

9番 藤倉義雄

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第32条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 佐野市長の権限に属する事務の委任の協議について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 丸山俊樹

主査 黒田和美

主査 榎田俊幸

主事補 桑子豪敏

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、平成28年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、25名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は議席番号6番 志賀喜一委員、議席番号9番 藤倉義雄委員でございます。以上です。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は25名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、平成28年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたしま

す。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 松本信行委員、議席番号18番 新井 勉委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででありましたが、日程第5に議案第6号 佐野市長の権限に属する事務の委任の協議についてを追加し、本日の議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。よって日程第5に議案第6号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条367番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は450日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地

区担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条368番 契約内容は、貸借権の設定で期間は5年です。賃料は〇〇円です。申請地までの距離は10km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター、刈払機各1台をリースしています。農作業従事人数は2人、従事日数は180日です。検討事項7項目につきましては、2番及び4番は適用除外。5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他3項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんでした。解除条件付貸借の3要件につきましては、すべてに該当する必要がございます。解除条件付きの契約書、誓約書の提出等によりすべて該当することを確認しております。結果といたしまして、一般的な検討事項、解除条件付貸借の検討事項ともに問題ございませんでしたので、総合意見としては許可相当と思われます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第32条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第32条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いいたします。

調査班

規則32条27番について報告します。

本願いは、農地を農業用倉庫の敷地として利用するため、規則第32条第1号の該当証明をしていただきたいという案件です。

まず、願出に係る事項ですが、願出地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、願出地は「宅地」、東は「水路」、西は「宅地」、南は「道路」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫であることから、農地法施行規則第32条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われま

議 長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおりに許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条400番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員5m」、南は「市道幅員5m」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条401番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「水路」、南は「市道幅員16m」、北は「雑種地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない(代替地が無い)場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条402番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画におい

ては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員2m」、西は「畑と宅地」、南は「宅地」、北は「市道幅員9m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条403番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「水路」、南は「水路」、北は「市道幅員16m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の「第2種農地または第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条404番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「青地」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準及び立地基準は、5条403番での説明と同様です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条405番について報告します。

本申請は、申請地を駐車場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員2m」、西は「認定外道路幅員3m」、南は「市道幅員3m」、北は「境内地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が寺院の駐車場であり、農地法施行規則第18条第1項第2号ハの既存の施設の拡張にあたり、拡張に係る部分の面積が既存の面積の2分の1を超えないものに該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条406番について報告します。

本申請は、申請地を資材置場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員4m」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「市道幅員5m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第3種農地に該当し、許可の基準は「原則許可」です。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。5条407番について報告します。

本申請は、申請地を貸駐車場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「雑種地」、南は「市道幅員2m」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条408番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員6m」、南は「市道幅員7m」、北は「宅地」です。排水計画は、「集落排水へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、許可相当と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、許可相当という意見を付して、栃木県農業会議常任議員会議に諮問し、許可相当の答申書を受理した後、許可することに決定をいたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地267番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地268番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地のうち、1筆の東と南、別の1筆の東、他の別の1筆の東と南は畑ですが、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地269番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の南は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第4号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第5号 1番の利用権設定関係の29頁1番、3番、4番、5番、30頁11番、12番、31頁24番、25番、26番について、議席番号8番 松本信行委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第5号 1番の利用権設定関係の29頁1番、3番、4番、5番、30頁11番、12番、31頁24番、25番、26番について審議いたします。松本信行委員の退室をお願いいたします。

(松本信行委員 退室 15:35)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1番の利用権設定関係の29頁1番、3番、4番、5番、30頁11番、12番、31頁24番、25番、26番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1番の利用権設定関係の29頁1番、3番、4番、5番、30頁11番、12番、31頁24番、25番、26番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。松本信行委員の入室をお願いします。

(松本信行委員 入室 15:36)

続きまして、議案第5号 1番の利用権設定関係の32頁37番、33頁49番について、議席番号7番 木村弘一委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第5号 1番の利用権設定関係の32頁37番、33頁49番について審議いたします。木村弘一委員の退室をお願いいたします。

(木村弘一委員 退室 15:37)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1番の利用権設定関係の32頁37番、33頁49番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1番の利用権設定関係の32頁37番、33頁49番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一委員 入室 15:38)

次に、議案第5号 1番の利用権設定関係の29頁1番、3番、4番、5番、30頁11番、12番、31頁24番、25番、26番、32頁37番、33頁49番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 1番の利用権設定関係の29頁1番、3番、4番、5番、30頁11番、12番、31頁24番、25番、26番、32頁37番、33頁49番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 1番の利用権設定関係の29頁1番、3番、4番、5番、30頁11番、12番、31頁24番、25番、26番、32頁37番、33頁49番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市長の権限に属する事務の委任の協議について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市長の権限に属する事務の委任の協議について、佐野市長の権限に属する事務の委任について、地方自治法第180条の2の規

定により、別紙のとおり協議がありましたので委員会の議決を求めます。

平成28年1月6日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りをいたします。議案第6号について、提案のとおり議決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号は、提案のとおり議決することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました、常任会議員会議諮問議案をご覧ください。前回の定例会において議決し、栃木県農業会議に諮問した案件でございますが、すべて許可相当との答申を得ましたので、他法令との調整がついたものにつきましては、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時51分閉会